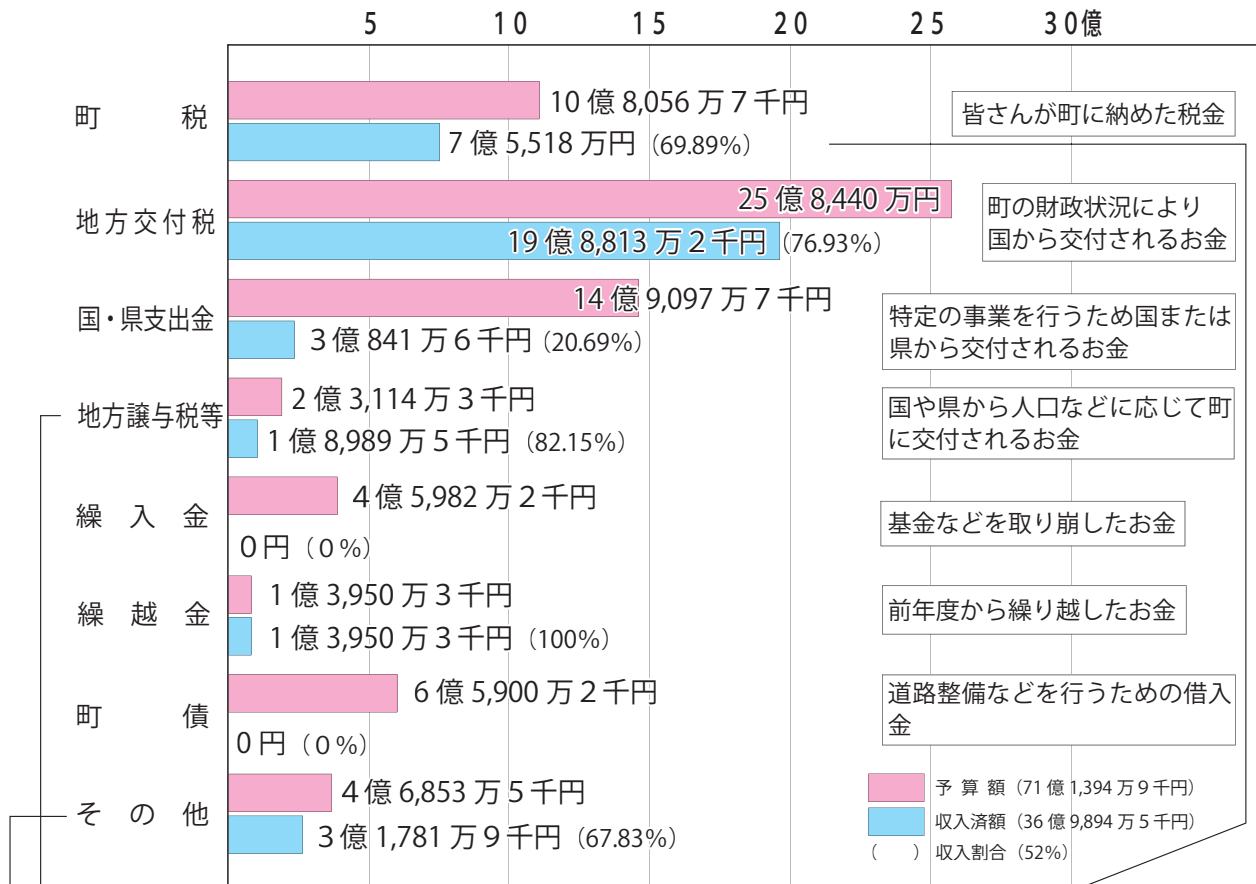


平成 27 年度 4 月～ 9 月に大崎町の一般会計に

入ったお金 36億9,894万5千円

一般会計（歳入）

上半期の予算執行状況を公表します



地方譲与税等とは

- ・地方譲与税
- ・利子割交付金
- ・ゴルフ場利用税交付金
- ・自動車取得税交付金
- ・交通安全対策特別交付金
- ・地方消費税交付金
- ・地方特例交付金
- ・配当割交付金
- ・株式等譲渡所得割交付金

その他とは

- ・分担金及び負担金
- ・使用料及び手数料
- ・財産収入
- ・諸収入
- ・寄附金

町税の内訳

7億5,518万円

町民税
2億7,580万6千円

軽自動車税
4,589万4千円

固定資産税
3億9,029万6千円

市町村たばこ税
4,318万4千円

地方自治法第243条の3（水道企業については、地方公営企業法第40条の2）の規定及び大崎町財政状況の公表に関する条例の定めにより、平成27年度上半期（4月1日から9月30日まで）の一般会計並びに特別会計の財政状況を次のとおり公表します。

本公表は、上半期における町民の皆さんから納めていただいた税金や、国・県からの交付税等の収入及び支出の執行状況を明らかにし、町の財政に対する理解を深めていただくものです。